

## デイサービスセンター通所介護事業再開 4月1日

事業を休止しておりましたデイサービスセンターの通所介護事業が、社会福祉協議会の運営により4月1日から再開することになりました。これまでと同様に、障害者や認知症状のあるお年寄りを日中、デイサービスセンターにお預かりしてケアを行います。

現在、利用者の申し込みを随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

◇利用できるかた

- 介護保険の要介護認定で要支援または要介護と認定されたかた
- 主に、寝たきりや認知症、体が弱いなどのために日常生活を送るのに支障があるかた

◇サービスの内容 生活指導・日常動作訓練・養護・健康チェック・送迎・入浴・給食サービス等

◇利用できる日 原則として水曜日～日曜日

◇利用時間 午前10時～午後3時

(要介護度により異なりますが、約500円～900円)

◇利用料金 介護保険を利用して、介護費用の1割が自己負担です

◇申し込み 担当の介護支援専門員または保健福祉課、社会福祉協議会事務局にお申し込みください

社会福祉協議会(老人福祉センター内)  
☎844013

## 粗大ごみ収集は毎月1回第4日曜日

町では、平成17年1月より粗大ごみ収集を町内の廃棄物処理会社を収集場所として開始しました。初回である1月は、約170名のかたが来場し、約6トンの収集を行いました。

毎月1回、第4日曜日の午前9時から午後1時まで収集を行いますので、処理を希望されるかたはご利用ください。

◇木製品(可燃性粗大ごみ)の処理

木製品の処理を希望されるかたは、事前に役場環境課で処理券を購入してください

処理手数料(1個につき)

- ・ 最も長い辺が120cm未満の木製品 500円
- ・ 最も長い辺が120cm以上の木製品 1,000円

◇粗大ごみ搬入カード 搬入カードは、環境課および収集場所であるリムーヴ・テクノロジー(株)に置いてあります。

また、1月以降の搬入カードをコピーしてお使いいただくことも可能です

環境課

☎844686



1月に行われた粗大ごみ収集

## 農地の借り手・貸し手に奨励金支給

農地の借り手・貸し手に奨励金が支払われます。奨励金は、農用地利用集積方を活用して利用権の設定(賃貸借)または、農作業受委託の契約を行ったかたが支給対象です。新規設定は貸手(借手が認定農業者の場合のみ)、再設定は借手(認定農業者)が対象となります。

奨励金の内容は、次表のとおりです。

認定農業者農用地利用集積促進奨励金(10a当たり単位:円)

借借権の 存続期間	利用権設定			農作業 受委託
	通年借地		期間借地	
	新規設定	再設定	新規設定	新規設定
6年以上 10年未満	12,000	6,000	4,000	4,000
10年以上	16,000	10,000	6,000	

経済課

内線353